

# とよたのさんそん生業創出支援事業業務委託 仕様書

## 1 業務名

とよたのさんそん生業創出支援事業業務委託

## 2 委託場所

豊田市足助町（ほか地内）

## 3 目的

山村地域への移住・定住の促進にあたっては、山村地域での起業やいくつかの仕事を組み合わせた「生業」の確保が重要な課題である。

本業務は、市内の各山村地域での横展開を見据え、主に足助地区及び稲武地区（以下、「両地区」という。）でのモデル事業を通して、地域資源や暮らしを生かした「生業」の創出を後押しする起業等の伴走支援体制の構築を目指すことを目的とする。

## 4 委託期間

委託期間の開始日から令和9年3月24日まで

## 5 業務内容

両地区において、以下の業務を行う。

### (1) 起業希望者を育てる実践型プログラムの実施

#### ア 概要

山村地域での起業において求められる考え方や必要な知識等を学ぶ、全6回程度の連続講座を開催するとともに、講座受講後の起業につながる具体的な事業計画の作成を支援する。

#### イ 実施内容

##### (ア) 連続講座の開催

- ・両地区内であわせて6回程度の連続講座を開催すること。開催場所は、市と受託者での協議の上決定するものとする。
- ・講座受講後の円滑な起業につなげられるよう、都市部と山村地域との起業で異なる留意すべきポイント等を紹介すること。また、両地区のロールモデルとなる地域の実践者の事例や支援機関の取組等をそれぞれ紹介し、参加者が地域での事業構想を描ける内容とすること。
- ・講座の最終回では、支援機関等の関係者を招いた成果発表会を開催し、受講後の起業につながる関係づくりの機会を設けること。
- ・講座の終了後には、受講生へのアンケート調査を実施すること。
- ・講座の参加者の募集方法を提案し、その方法に基づき受付業務を行うこと。また、広報用ツール（ポスター、チラシ等）を作成・印刷すること。

### **(イ) 次の行動につながる実行可能な事業計画作成の支援**

- ・講座受講後の起業に向けた関係者調整の資料として活用できる具体的な計画とし、講座以外の時間も含めて対応できる窓口を設けること。
- ・支援にあたっては、両地区をはじめとする山村地域内の横のつながりを生み出すネットワークの形成を重視すること。

### **(ウ) 報告書等の作成**

- ・(ア) 及び (イ) について、報告書としてまとめること。

## **(2) 生業に関する相談支援のあり方の整理**

### **ア 概要**

山村地域での生業に関わる関係者のニーズ等を把握し、円滑な起業等に必要な調整や配慮すべき事項等を整理する。その結果を踏まえ、一次相談窓口に求められる役割・機能を明確化するとともに、地域の多様な主体が一体となり、「生業」のニーズを地域として受け止める伴走支援体制の構築に向けた調整を図る。

### **イ 実施内容**

#### **(ア) 地域の関係者等へのニーズ調査**

- ・地域の関係者へのヒアリング等にあたっては、対象者の選定や対応方法等について事前に市と受託者で協議を行うこと。なお、起業等の支援機関として想定される関係者を幅広く選定すること。
- ・ヒアリング等の結果に基づき、起業等の実現に向けて意識すべきポイントを可視化すること。

#### **(イ) 一次相談窓口の役割・機能の整理及び伴走支援体制の構築に向けた調整**

- ・(ア) を踏まえ、一次相談窓口の役割・機能の案を提示するとともに、伴走支援体制に必要な支援機関等をリスト化し、市と受託者で協議をした後に必要な調整を行うこと。
- ・一次相談窓口について、相談受付に必要な資料・様式（対応フロー、ヒアリングシート、チェックリストなどを想定）を提案し、作成すること。
- ・両地区の支援機関等に地域が一体となった伴走支援体制の必要性を説明し、取組への参画の了承を得ること。また、両地区の伴走支援に関わる支援機関等の連絡先及び役割を一覧としてまとめること。

### **(ウ) 報告書等の作成**

- ・(ア) 及び (イ) について、報告書としてまとめること。

## **6 業務打ち合わせ**

受託者は、本業務の実施にあたり、市と定期的に打合せを行い、業務の進捗状況等を報告すること。また、受託者は、打合せ記録を作成し、市と共有すること。

## **7 資料の貸与**

本業務の実施において必要な関連資料等の貸与にあたっては、市に借用書を提出するとともに、使用後は速やかに返却するものとする。なお、貸与された資料を本業務以外の目的に

使用してはならない。

## 8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、当該業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める「主たる部分」を第三者に再委託することはできない。
- (2) 当該業務における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
- (3) 受託者は、当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (4) 受託者は、(2)及び(3)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

## 9 成果物

- (1) 本調査・検討の結果に基づき、以下の電子データを提出すること。
  - ・ 5 (1) イ (ウ) 及び 5 (2) イ (ウ) で作成した報告書 (Word 又は Excel データ)
  - ・ 5 (1) イ (ア) で作成した広報用ツール (PDF データ)
- (2) 本業務の完了後であっても、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務にあたっては、関係法令、本市の条例、規則及び契約約款等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 本業務で使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用权等の権利は、受託者にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。
- (4) 本業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である市に帰属する。ただし、受託者は、報告や発表等、研究に関わる目的で、成果を活用できるものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市と受託者で協議の上定めるものとする。